

2020年5月12日

会員各位

継続会開催を予定する場合の取締役選任議案の記載例について

東京株式懇話会研究部

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて上場会社の決算業務・監査業務に大きな遅延が生じる事例が少なからず生じています。新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会は、2020年4月15日に、企業に対して、従業員や監査業務に従事する者の安全確保に十分な配慮を行う必要があることから、例年とは異なるスケジュールも想定して、決算および監査の業務を遂行していくことが求められるとし、3月期決算の場合は、通常6月末に開催される株主総会の運営に関し、株主総会の延期(基準日の変更)や継続会の開催を検討することも視野に入れるよう促しています(注1)。

また、金融庁・法務省・経済産業省の連名で2020年4月28日に公表された「継続会(会社法317条)について」(注2)では、継続会の実例が必ずしも多くないことに鑑み、継続会の開催に当たって留意すべき事項が示されています。

さらに、法務省が2020年5月1日に更新した「商業・法人登記事務に関するQ&A」(注3)では、定款で定めた定時株主総会の時期までに事業年度に係る計算書類等の作成が間に合わないため、当初予定した時期に定時株主総会を開催した上、役員選任の決議を行うとともに、会社法317条による続行の決議を得て、計算書類の報告及び承認については継続会において実施することとした場合の改選期にある役員の任期は、当該継続会の終結時までとなることが明記されています。また、この場合において、当初の株主総会の時点において改選する必要があるときは、改選期にある役員が辞任した上、その後任を選任することが考えられるとしています。

このように、継続会の開催に向けた実務環境の整備が進められていることを受けて、東京株式懇話会研究部では、法務省民事局とも相談の上、継続会開催を予定する場合に当初の株主総会の時点において改選する取締役が含まれる取締役選任議案の記載例を、別紙のとおり作成しましたので、会員各社の参考に供することとします。

なお、登記申請に際しては、司法書士、法務局等にも事前にご確認いただくようお願いいたします。

(注1) 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査及び株主総会の対応について」(<https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/20200415/20200415.html>)

(注2) <https://www.fsa.go.jp/ordinary/coronavirus202001/11.pdf>

(注3) http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho06_00076.html

(別紙)

○ 継続会開催を予定する場合の取締役選任議案の記載例

〔前提条件〕

- ・2020年6月30日に定時株主総会を開催する(計算書類の報告及び承認は7月30日に開催される継続会で実施予定)。
- ・取締役 A、B、C、D、E、F は本総会終結時をもって任期満了となり、取締役 A、B、C、D、E は重任、取締役 F は退任し、その後任として G が取締役に就任する予定。
- ・当初の株主総会の時点において改選するため、取締役 F は辞任し、その後任に G を選任する。

〔記載例〕

第○号議案 取締役6名選任の件

取締役 A、B、C、D、E は、本総会終結の時をもって任期満了となり、取締役 F は、本総会において継続会の開催が承認可決されることを条件に、本総会の休会の時(6月30日の審議終了時)をもって辞任いたしますので、取締役6名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

なお、取締役候補者 G は取締役 F の後任として選任するものであり、その就任の時期は、本総会の休会の時(6月30日の審議終了時)といたします。

〔留意事項〕

- ・取締役 F の辞任、取締役 G の就任の時期は6月30日であるため、登記原因は、それぞれ「令和2年6月30日辞任」、「令和2年6月30日就任」となる。登記の申請は6月30日から2週間以内に行う必要がある(会社法915条1項)。
- ・当初の定時株主総会(6月30日)において再任された取締役 A、B、C、D、E は、7月30日の継続会終結の時をもって任期満了により退任することから、登記原因はいずれも「令和2年7月30日重任」となる。登記の申請は7月30日から2週間以内に行う必要がある(会社法915条1項)。